

# 税の申告

## 正しくお早めに

今年も税の申告時期になりました。申告しなかったために所得控除が受けられなくなったり、各種手当などの受給手続きが遅れたりすることがあります。また、所得証明が出せないこともあります。必ず期限内に申告を済ませましょう。

### 市では

#### 市・県民税

#### 国民健康保険税

の申告の受付を行います

#### 申告期間

2月18日(月)～3月15日(金)

★左の日程表をよくご確認の上、各会場へお越しください。(土日除く)

問合せ先 市役所 税務課

☎22・8106

#### 申告が必要な方

- 平成31年1月1日現在、敦賀市に住所がある方で、昨年1年間に何らかの収入があった方
- 収入が全くなかった方または失業保険、遺族年金、障害年金の収入のみの方で、
- 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険(第1号被保険者)に加入している方または加入予定の方ならびにその世帯主
- 国民年金保険料の免除・児童扶養手当等の支給を受けている方または受ける予定の方
- 障がい福祉・高齢者福祉に関する

して、所得に応じて助成額等が変わる制度を利用される方(同世帯の方の申告が必要な場合もあります)

▼平成31年度に市内の幼稚園・保育園・認定こども園に在園する園児(予定も含む)の保護者の方、または、小規模保育事業を利用される児童(予定も含む)の保護者の方

#### 申告する必要のない方

- 税務署に所得税の確定申告をする方(確定申告は市・県民税の申告を兼ねています)
- 一カ所からの給与収入のみで、勤務先から市役所に「給与支払

#### 申告に必要なもの

- 報告書(提出されている方)
- 公的年金収入(遺族年金・障害年金の収入を除く)のみで、各種控除を受けなくても市・県民税のかからない方
- 印鑑
- 平成30年分源泉徴収票(給与・年金収入がある方)
- 申告する方の本人確認書類(マイナンバーカードまたは、マイナンバーの通知カード+運転免許証など)
- 収支内訳書、帳簿、必要経費の領収書(営業等、農業、不動産収入のある方)
- 事前に収支を計算してください。
- 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料・小規模企業共済・生命保険料・地震保険料(または旧損害保険料)等の領収書または支払証明書
- 医療費控除明細書(医療費等を事前に計算した上で申告をお願いします)
- 障害者手帳(または障害者に準ずるとして市町村長が交付した認定書※左ページ「障害者控除」参照)・療育手帳など
- 寄附金受領証明書(寄附金税額控除の申告をする方)

### 申告受付日程

2月中は各地区へ出張申告を行っています。市役所での申告は3月1日以降にお願いします。  
※申告する所得の種類や内容によっては、税務署での申告をご案内する場合があります。  
※農協では、農業所得の申告をする方のみを対象として受付を行います。

2月	とき	ところ
18日(月)	9:00~16:00	農協栗野支店
19日(火)	9:00~16:00	農協栗野支店
20日(水)	9:30~11:30	葉原ふれあい会館
	9:00~16:00	農協東部支店
21日(木)	9:00~16:00	栗野公民館
		農協東部支店
22日(金)	9:00~15:00	栗野公民館
	9:00~16:00	農協敦賀支店
25日(月)	9:00~16:00	農協敦賀支店
26日(火)	10:00~11:30	横浜公会堂
	13:30~15:00	東浦公民館
27日(水)	9:30~11:30	愛発公民館
	13:30~16:00	中郷公民館

3月	とき	ところ
1日(金)		
4日(月)		農協栗野支店
5日(火)		農協東部支店
6日(水)		農協本店
7日(木)		農協本店
8日(金)	9:00~16:00	市役所(4階講堂)
11日(月)		農協本店
12日(火)		農協本店
13日(水)		
14日(木)		
15日(金)		

#### 《確定申告 出張申告会場》

税務署職員による出張申告会場を設置します。確定申告をされる方は、こちらの会場をご利用ください。  
2月21日(木)・22日(金) 栗野公民館  
3月1日(金)・4日(月)~7日(木) 市役所4階講堂

### 税務署の

#### 確定申告会場は

2月18日(月)から!

税務署の確定申告会場の受付時間は、9時から16時です。会場の混雑状況により、16時前であっても受付を終了させていただく場合があります。

#### 申告・納税期限

所得税 3月15日(金)  
消費税 4月1日(月)

問合せ先 敦賀税務署

☎22・1010

#### 確定申告書の作成は「確定申告書等作成コーナー」で!

- ① 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税(個人)、贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成すると、次の点で便利です。
- ② 24時間いつでも利用可能です。
- ③ 税務署に行く必要がありません。
- ④ 自動計算されるので、計算間違いがありません。
- ⑤ データを保存できるのでいつでも作業を再開できます。

⑤ 保存したデータは、翌年以降の申告書等を作成する際に利用できます。  
作成した申告書等は、自宅のプリンタで印刷して郵送等で税務署へ提出できます。

#### 「電話相談センター」「タックスアンサー」をご利用ください!

1月17日(木)から3月15日(金)まで「確定申告電話相談センター」で確定申告に関するご質問やご相談にお答えします。敦賀税務署(☎22・1010)にお電話いただき、自動音声案内に従い「0」を選択してください。

国税庁ホームページの「タックスアンサー」では、税に関する身近な情報をお届けしています。詳しくは、<http://www.nta.go.jp/>

国税庁ホームページの「タックスアンサー」では、税に関する身近な情報をお届けしています。詳しくは、<http://www.nta.go.jp/>

### 介護保険等を利用されている方は税の申告で次の控除を受けることができます

#### 社会保険料控除

対象：平成30年中に支払った介護保険料

申告には、介護保険料の領収書等、支払額が分かるものがが必要です。65歳以上の方で領収書を紛失された方、または、口座振替により納付している方は、市で納付額証明書を発行します。

#### 障害者控除(障害者控除対象者認定)

障害者手帳等を持っていない場合でも、市の認定を受けて障害者控除を受けることができます。

対象要件：65歳以上で、要介護2以上の認定者

※ただし、要支援2・要介護1の方も対象になる場合があります。

※認定書の発行には1週間程度かかります。

#### 医療費控除

対象：平成30年中に支払った介護費用等

##### ①介護保険施設・居宅サービスの介護費用

申告には「医療費控除対象額が記載された領収書」が必要となります。領収書に関しては、サービス事業所にご確認ください。

##### ②介護認定を受け、おおむね6ヶ月以上寝たきり状態にある方のおむつの費用(介護用品支給券での補助分は除く)

申告には「おむつ代の領収書」と「おむつ使用証明書」等が必要となります。

※初めておむつ代の医療費控除を受ける方は、主治医に「おむつ使用証明書」を記入してもらってください。(2年目以降で一定の要件を満たす方については、市で確認書を発行します)

問合せ先 長寿健康課 ☎22-8180



「確定申告のお知らせ」はがきを会場に持参する  
税務署から「確定申告のお知らせ」はがき(左図)が届いている方は、申告時に持参いただくことで、申告書の作成がスムーズになります。